



短時間労働者への社会保険適用拡大

現在の制度では、短時間労働者の厚生年金等の適用要件は以下のようになっています。

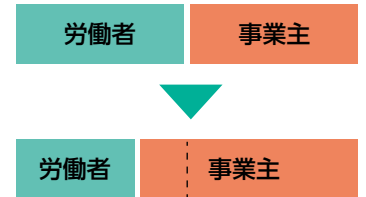
- ①賃金が月額8.8万円(年収106万円相当)以上
- ②週所定労働時間が20時間以上(雇用契約で判断)
- ③学生は適用対象外
- ④51人以上の企業が適用対象

このうち、①の賃金要件が撤廃されます。(公布から3年以内の政令で定める日に施行)
また、④の企業規模要件については2027年10月以降、段階的に撤廃されます。

この改正で社会保険の適用が拡大される、小規模企業で働く短時間労働者について、事業主が労使折半を超えて保険料を負担し、短時間労働者の保険料負担を軽減できる3年間の特例措置が設けられます。

事業主が特例措置の利用を希望することで、厚生年金保険料・健康保険料の事業主負担割合を通常より増やし、労働者負担を軽減することが可能です。事業主側が多く負担した保険料は国から還付されます。(賞与にかかる保険料は対象外)

企業規模	施行日
51人以上	2024年10月1日
36人以上	2027年10月1日
21人以上	2029年10月1日
11人以上	2032年10月1日
1人以上	2035年10月1日



一時的に負担割合を変更して
労働者負担を軽減することが可能

在職老齢年金制度の見直し：2026年4月～

在職老齢年金制度は、年金を受給しながら働く高齢者について、一定額以上の報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方にに基づき、年金の支給を調整する仕組みです。65歳以上で年金を受けながら働いて厚生年金に加入する場合に、月の収入(総報酬月額相当額)と厚生年金月額の合計が基準額を超える場合に、超えた額の1/2の額の年金が支給停止されます。

高齢者の就業を抑制しない、働き方に中立的なしくみとする観点から、2026年4月から支給停止限度額が51万円から65万円に引き上げられます。



遺族年金の見直し：2028年4月以降

従来の「夫の死別により遺された妻が生計を立てられない」という前提のしくみを、就業率や賃金格差の縮小という社会経済の変化にあうものとし、男女を問わず遺族厚生年金を受給しやすくなるよう、今後受給権を取得する者について、段階的に改正を実施します。

●受給要件の男女差の解消と給付継続等の配慮措置

- ・5年の有期給付を基本としつつ、配慮が必要なものには給付を継続するなど配慮措置を実施
- ・男女共通のルールに変更され、60歳未満の子のない男性も対象に
- ・有期給付化に伴う加算の新設

●その他の配慮措置

- ・死亡分割の導入：死亡者の婚姻期間中の年金記録をもとに、配偶者自身の老齢厚生年金を増額する死亡分割を導入
- ・収入要件の見直し：死別による生活再建の必要性は収入に関わらないため、有期給付の収入要件を廃止します

